

2015年10月2日

## 2015年9月定例会 一般質問

民主党・県政クラブの田辺一城です。通告に従い、政務調査に基づき、一般質問をさせていただきます。

政治の最も重要な役割は、私たち一人一人の生き方が尊重される社会、多様性を大切にして共に支え合う社会、誰もが自己実現を図れる社会を構築していくことだと考えています。そのためには、特に子どもの「機会の不平等」を解消する政策の推進が求められます。今回の一般質問では、こうした観点から、子どもの貧困対策の具体的な推進と、障がいのある子どもの教育機会の保障の大きく2つのテーマについて、知事と教育長に質問、提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

### <子どもの貧困対策の具体的な推進>

まずは、子どもの貧困対策の本県における具体的な推進についてお聞きします。

私は前職の記者時代から、子どもの貧困の根絶を目指して活動する国際 NGO「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」による現状調査に同行取材するなどしてきましたが、既に5年前の2010年当時のこの NGO による意識調査においても、半数以上の人々が「子どもの貧困が増えている」との実感を抱き、貧困が最も影響を与える分野として「教育」を挙げる人が最多だったのを思い出します。また、「経済・精神的に苦しい生徒の存在に家庭や学校、地域が『見て見ぬふり』をすると、子どもに(自分も)無関心(で構わないと)の価値観を与える」といった危機感も示されていました。貧困は社会全体で意識すべき課題であり、その政策展開は、一人一人の状況をしっかりと把握しながら進められるべきものといえます。県議となってからも、2012年9月定例会で、親から子への「貧困の連鎖」を断ち切る重要性を知事に提起し、学習支援の取り組みを強化する必要性について認識を共有させていただきました。

子どもの貧困を巡る危機感の背景として、2012年の調査で日本の子どもの貧困率が16.3%に上り、OECDに加盟する34カ国中25位と先進国の中で厳しい状況に置かれていることがあります。また、日本の生活保護世帯の子どもの高校進学率は90.8%と、全体平均の98.6%と比較して著しく乖離した低い水準にあり、経済的困窮

により、教育機会が保障されなくなっている現実が明らかになっています。

こうした中、昨年 2014 年 1 月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。この法律は、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを理念として掲げています。国は法律に基づき、子どもの貧困対策大綱を作成し、2014 年 8 月に閣議決定しました。大綱では、貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指すことや、子どものための切れ目のない施策の実施に配慮していくこと、親から子への「貧困の連鎖」を断ち切ることや、子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進など 10 の基本的な方針を定めています。

そして、都道府県には地域の実情に応じた施策を実施する責務があり、子どもの貧困対策についての計画を策定する努力義務があると明記されました。各都道府県がこの問題に本気で向き合っているかどうか、それぞれの取り組みの差となって表れているように思えます。奈良県は計画策定に取り組むにあたって、就学援助受給者の子どもの数などから貧困な環境に置かれた子どもの数を県独自に試算しました。あわせて、今年 5 月に学校や福祉の現場の関係者にアンケート調査を実施し、貧困のリスク要因に関する認識や有効と思われる支援策などについて検討をしています。また、既に今年 3 月に計画を策定している神奈川県では、国が都道府県ごとの子どもの貧困率を把握していないため、有効な対策を立てるには独自調査が必要と判断。今年 8 月から、県内のひとり親家庭を対象に生活状況を確認する大規模な調査に乗り出しています。

一方、本県では、今年度内での計画策定を目指していると聞いていますが、子どもの貧困対策の検討の場として昨年 2014 年 10 月に第 1 回の計画策定検討会を開催してから後は、2 回目の検討会が開催されない状態が続き、約 1 年が経過した今年 8 月ようやく 2 回目が開催されたと聞いています。

そこで、子どもの貧困対策について、三点、お聞きします。

第一に、福岡県子どもの貧困対策推進計画の策定に向け、本県として、法律の制定や大綱の閣議決定といった動きを踏まえ、どのように取り組んできたのか、知事にお聞きします。あわせて、地域の実情に応じた施策を実施するために計画の策定が求められていることを考えると、他県のように、まずは貧困な環境に置かれた子どもの数を試算することが必要不可欠と考えます。そのうえで、現場の関係者へのアンケ

一の実施、国が把握できていない実態の調査など県独自の取り組みが求められると考えますが、知事の考えをお聞かせください。さらに、計画を策定するとされている今年度末までは残り半年しかなく、実効性のある計画を作れるのか懸念されますが、このことについても知事の考えをお聞かせください。

第二に、本県の子どもの貧困対策計画における数値目標の設定についてお聞きします。国の大綱は、子どもの貧困率や、生活保護世帯、ひとり親家庭、児童養護施設の子どもの進学率や就職率、スクールソーシャルワーカーの配置人数といった 25 の指標を設定していますが、改善のための将来的な数値目標を設定していません。このことは閣議決定の当初から「実効性に疑問が残る」などと重大な課題として指摘されていました。また、これらの指標は全国の統計だけが存在し、都道府県ごとの統計が存在しないものも少なくありません。一方、神奈川県は国の大綱には示されていない県独自の指標も設定しています。そこで、本県の計画策定においては、国の示す 25 の指標に、県独自の指標も加えたうえで、数値目標を設定すべきだと思いますが、知事の考えをお尋ねします。

第三に、教育現場と連携した貧困対策の強化についてお聞きします。国の大綱の大きな特徴のひとつが、教育の支援として、「学校」を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームと位置付け、総合的な子どもの貧困対策の展開を図っていく方向性を示したことといえます。スクールソーシャルワーカーの配置による生活困窮世帯の子どもたちを早い段階で生活支援や福祉制度につないでいくことや、ケースワーカー、医療機関、児童相談所などと教育委員会・学校との連携強化、放課後子ども教室などによる学習支援の充実、経済的理由によって就学を断念することのないよう高校などにおける就学継続のための支援などが求められています。こうした学校現場での取り組みを進めていくためには、スクールソーシャルワーカーの小・中学校への全校配置、授業や教材研究以外で担任が行っている膨大な事務業務をサポートするための人的配置といった施策の強化や、地域や NPO など外部団体との連携などが必要になるとと思いますが、教育長の考えをお尋ねします。

#### <障がいのある子どもの教育機会の保障>

次に、障がいのある子どもの教育機会の保障について、お聞きします。

障がいのある子も、障がいのない子も、教育を受け、社会で生きていくための基礎を築いていくことは、普遍の権利です。本県は特別支援教育の充実を図るため、県立

特別支援学校の具体的な整備のあり方を示した「県立特別支援学校の整備に関する計画」を 2008 年 1 月に策定し、整備を進めてきました。その一環として新設された太宰府特別支援学校が 2012 年度に開校したところでしたが、児童・生徒数の推移について、県教育委員会の見通しの甘さから実際の児童・生徒数が推計を大幅に上回ったことによって、太宰府特別支援学校と古賀特別支援学校の通学区域が朝令暮改に変更され、通学バスを使っていた子どもたちが使えなくなる恐れも出てくるなど、教育機会の保障の面で看過できない事態が起きていることが分かりました。

私は 2014 年 2 月定例会の予算特別委員会でこの問題を取り上げ、対応を求めました。当時の教育長は「今後の推計に当たっては、精度を高める工夫が必要と考える。また、児童生徒・保護者に新たな負担が生じないよう、鋭意取り組んでいるが、今後も県教委として児童生徒の一人一人の障がいの状況、通学事情、保護者や学校の要望などを丁寧に把握していきたい」と答弁しており、こうした姿勢で取り組みを進めてくださっているものと信じています。

さて、県立特別支援学校の整備に関する計画は、先に申し上げたように 2008 年 1 月に策定され、その最後の具体的な取り組みとされていた直方特別支援学校の開校が今年度、実現しました。本県としては、今回の計画策定と実行について検証し、その反省を踏まえたうえで、児童・生徒や保護者の皆さんのニーズに的確に応えていくための新たな計画を切れ目なく策定し、対策を講じていく必要があると考えます。

そして、この際、特に留意すべきが、知的障がいの児童・生徒の急激な増加といえます。本県の県立特別支援学校の児童・生徒数について知的障がい教育部門の推移を見ると、2015 年度は小学部から高等部の合計で 1958 人と、10 年前 2005 年度の 1335 人の約 1.5 倍と大幅に増えており、これが全体の児童・生徒数を押し上げる大きな要因となっています。現在、県内には、小学部から設置している 8 つの特別支援学校がありますが、今後、適切に対応しなければニーズに対応できなくなることが、懸念されます。

さらに、高等部のみが設置された県立特別支援学校として、筑紫野市に所在する福岡高等学園と中間市に所在する北九州高等学園があります。両校は、軽度の知的障がいのある子を対象に職業訓練に重点を置いた指導を行っており、社会生活を送っていくうえでの基礎を学べる場として、保護者の方々からも期待が高いと聞いています。しかし、修業できる人数に限りがあり、入学したくとも入学できない子どもが多くいます。県教委によると、両校合わせて 70 人の定員に対し、2015 年度の入学希望者は 186 人と倍率は約 2.7 倍でした。ここ数年は同様の傾向にあります。果たして、知

的障がいのある子どもが増加するニーズに対応できているのか、ここでも疑問が生じます。

そこで、教育長に三点、お聞きします。

第一に、現在の県立特別支援学校の整備計画で、児童・生徒数の推計が現実とかい離れたことを踏まえ、この間、障がいのある子どもたちの教育機会を保障するためにどのように取り組んできたのか、お聞きします。教育機会の保障には、教職員の適正な配置も求められますが、この間の県教委としての対応もあわせてお答えください。

第二に、新たな整備計画について、適切な推計のもと速やかに策定する必要があると考えますが、策定の時期も含めどのようにお考えかお聞きします。あわせて、新たな計画が策定されるまでの間にも、ニーズの増加などの社会変化は続きます。こうしたことにどのように対応していく考えか、お聞きします。

第三に、知的障がいのある子どものニーズの増加に対応するためには、学校職員の適正な配置や教育内容の充実が求められます。福岡高等学園や北九州高等学園の定員の増加はもちろん、そのほかの特別支援学校の高等部における職業訓練に重点を置いた指導の充実などの取り組みを強化する必要があると思いますが、考えをお聞きします。